

電柱の高圧引下線の取替工事中感電防止措置を怠り、作業員が死亡

1 事案の概要

鉄道線路内において、作業員らが高圧配電柱（高さ約10m、以下「電柱」）の整備作業を行っていたところ、作業員の1人が感電死する災害が発生しました。作業の際、感電防止のための短絡接地（アース）を怠っていた疑いがあります。

被災したのは電気設備工事業を営むA社（従業員数10人未満）の作業員X（20代）で、経験は5年程度。

災害が発生したのは鉄道の線路脇に並ぶ電柱の1本。変電所からの高圧電流が流れる高圧配電線が通っており、電柱に設置されている変圧器により電圧を下げた電気を信号機や踏切などの設備に供給しています。

A社は、鉄道会社からこれら電柱を含めた鉄道関係の電気設備の補修工事を二次下請けとして請け負っていました。

災害発生当日の午前0時半頃、元請会社2人、A社の現場責任者Y・作業員XとZの計5人が現場付近の踏切に集合し、打ち合わせの後、A社の3人は作業場所に移動しました。

この日は、主に当該電柱の設備一式の更新工事を計画していました。具体的には電線を支える器具（腕金）や避雷器、高圧配電線と変圧器をつなぐ「高圧引下線」などの設備を新しいものに取り替える作業で、これらは定期的に行っていました。

作業時には、感電防止のため鉄道会社のシステムによってその区間を停電させるとともに、誤通電等に備えて短絡接地—今回の場合、短絡接地器具（両端がワニ口クリップのケーブル）の両端を隣の電柱の取付口と高圧配電線に取り付ける—により作業員の安全を確保することとしており、作業計画にも記載していました。

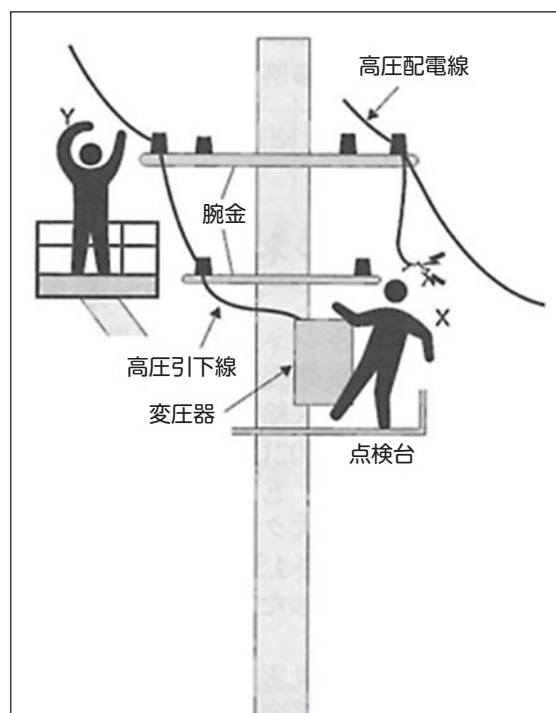
作業場所に移動した3人は、資材を降ろした後、現場に持ち込んだ軌陸車（線路上を移動できる高所作業車）の搬器にYが乗り込み、高圧配電線を検電して停電を確認。鉄道会社に作業着手を連絡し、取替作業を開始しました。

この時Yは、短絡接地器具を現場に持ち込んでいましたが、短絡接地の措置を行わずに作業を開始させました。

取替作業は、古い設備を取り外して新しい設備に交換し、もとの状態に配線し直すというもの。設備の上部はYが軌陸車を使い、下部はXとZの2人が電柱に常設の点検台を使用してそれぞれ担当しました。

災害は午前1時半頃、設備の交換が終わった後の配線の段階で発生しました。新しい高圧引下線を下部の腕金に取り付ける際、Xが取付位置を探ろうとして線に触れたところ、感電。何らかの原因で通電状態になっていたと考えられます。Xは病院に搬送されましたが電撃症により死亡しました。

●災害発生状況図



2 A社とA社現場監督Yの法違反

《安衛法20条第3号、安衛則第339条第1項第3号違反》成立のポイント

- ① 事業者は
- ② 電路を開路して、当該電路又はその支持物の敷設、点検、修理、塗装等の電気工事の作業を行なうときは
- ③ 当該電路を開路した後に、当該電路について、開路した電路が高圧又は特別高圧であつ